

## ショーダンス楽曲規程

JDC全日本プロショーダンス選手権に出場の際、使用楽曲について以下の通り規程する。

### 1) 曲の選定

使用楽曲に関しては、以下の条件のどちらかを満たすこと

- ① JASRAC、NexTone 等の音楽著作権管理団体の管理楽曲(管理状況で演奏、ビデオ、放送、配信にすべて〇がついているもの)
- ② 独自に制作されたオリジナル楽曲  
(補足)楽曲を選定する際、ディズニー音源(ユニバーサルミュージック発行など)はライブ配信での使用が認められていないため、選曲を避けることを推奨する。

### 2) 音源

使用音源については以下のとおりとする。

- ① 市販の CD を使用する。  
※曲をデータで購入、または市販の CD を別の CD にコピーしての使用は不可
- ② 独自に制作されたオリジナル楽曲の場合は楽曲を収録した CD を使用する。

### 3) 使用方法

大会当日の音響スタッフの対応可能な業務を考慮し、曲の使用方法を以下の通り定める。

- ① 使用可能楽曲は2曲まで(効果音も含む)とする。
- ② 市販の1枚の CD から2曲使用する場合は同じ CD を必ず2枚用意すること
- ③ 使用方法は途中からではなく曲のスタートから使用することとし、1曲すべてを使用するか秒数指定のフェードアウトの使用のみとする。
- ④ フェードイン、テンポの改変、編曲は禁止とする。
- ⑤ 効果音も1曲として扱う  
(補足) ソニーミュージック音源については1曲フル尺使用に規定があるため事前に主催者への問い合わせが必要となる。

### 4) 提出期限

- ① 市販の楽曲を使用する場合エントリー締切日までに使用楽曲の詳細及び楽曲の使用方法をエントリー申込先に提出すること
- ② 独自に制作されたオリジナル楽曲を使用する場合リハーサル1週間前までに使用楽曲を収録した CD をエントリー申込先に提出すること  
※提出期限後の使用楽曲の変更は不可

### 5) 音源の返却

大会終了後、各選手に使用した CD を返却する。

以上